

消防本部からのお知らせ

消防法令改正に伴い すべての飲食店に消火器の 設置が義務付けられます

平成28年12月22日に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災を受け、今まで消防法令で消火器の設置義務の無かった延べ面積150㎡未満の飲食店にも令和元年10月1日から消火器の設置が義務付けられます。

新たに消火器が必要となる飲食店

飲食店で、次のすべてに該当する場合は、消防法施行令第10条に基づき、消火器の設置が義務付けられます。

- 1 建物の延べ面積が150㎡未満
※建物全体の面積が150㎡以上のものは、従前から設置が必要です。
- 2 業として飲食物を提供するため、**こんろなどの火を使用する設備又は器具**を設けている。

※こんろなどの火を使用する設備又は器具に、防火上有効な措置(調理油過熱防止装置など)が講じられている場合は、消火器の設置が必要ありません。

消防用設備の点検・報告

今回の消防法令改正により、新たに設置した消火器は、消防法第17条の3の3に基づき6か月ごとに点検し、1年に1回消防署に報告することが義務となります。

消火器の不適正販売・点検にご注意ください

消火器の不正な訪問販売や点検による高額の請求の被害に遭わないよう、ご注意ください。

＜被害に遭わないための注意点＞

- ・消防職員や消防団員が消火器などの訪問販売（斡旋を含む）をすることはありません。
- ・点検業者が来たときは、契約業者かどうか確認し、身分証明などの提示を求めろ。
- ・安易に書類などにサインしたり、押印をしない。
- ・不正を感じたらはっきりと購入・点検を拒否する。
- ・相手が脅迫的な行動に出た時には、警察（110番）に通報する。

消火器の使い方について

黄色いピンを抜く



ホースを持つ



レバーを握る



《重要》消火器の使い方について

天井に炎がとどく、又は天井に燃え移った時点で、自らの生命・身体を守ることを優先するため、初期消火を中止し、すぐに避難してください。

ご不明な点やご相談は
最寄りの消防課予防担当までお問い合わせください。
電話 0554-43-2341（予防担当）